様式第１号（第７条関係）

豊明市高等学校卒業程度認定試験合格支援事業受講対象講座指定申請書

年　　月　　日

　　豊明市長　殿

申請者　住所　〒

氏名

電話

　下記の講座を受講したいので、高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の対象講座としての指定を申請します。

また、対象講座指定の決定のために必要な事項に関して、公簿等で調査することに同意します。

記

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 氏　名  （申請者） | フリガナ | 生年月日 | 年　　月　　日  　　　　　（　　　歳） |
|  |
| 氏　名  （受講者が児童の場合） | フリガナ | 生年月日 | 年　　月　　日  　　　　　（　　　歳） |
|  |
| 受講施設の名称 |  | | |
| 講座の名称 |  | | |
| 受講科目 |  | | |
| 試験を免除できる科目 |  | | |
| 受講期間 | 年　　月　　日（受講開始日）　～　　　年　　月　　日 | | |
| 所要費用（予定） | 入学料　　 　　　　　円  受講料　　　　　 　　円　　　　　　　合計額　　　　　　　円 | | |
| 過去の受給の有無 | 過去に豊明市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業や本事業を活用したことが　　　ある ・ ない | | |
| （備考）受講方法が通学の場合又は通学及び通信制を併用する場合はその旨を記載すること。 | | | |

（添付書類）

・戸籍全部事項証明書　・住民票の写し（世帯全員）　・非課税証明書（世帯全員）

・対象講座の受講期間や金額等が分かる書類（パンフレット等）

（注意）

１ 当給付金の支給額は、支給対象者が対象講座の受講のために本人が支払った費用（以下「受講経費」という。）に基づき算定します。

（１）受講経費の対象は、受講施設の長が証明する受講施設に対して支払われた入学料（対象講座の受講の開始に際し、当該受講施設に納付する入学金又は登録料）、受講料（受講に際して支払った受講費、教科書代及び教材費）及び上記経費の消費税です。

（２）受講経費の対象除外経費は次の経費です。

　　ア　高等学校卒業程度認定試験の受験料

　　イ　受講にあたって必ずしも必要とされない補助教材費

　　ウ　講座の補講費

　　エ　受講施設が実施する各種行事参加に関わる費用

　　オ　学校債等将来受講者に対して現金還付が予定されている費用

　　カ　受講のための交通費

（３）算定した支給額に端数が生じた場合、小数点以下は切り捨てになります。

（４）入学料及び受講料を一括払いで支払った場合又は分割払いで支払った場合等のいずれの場合でも、受講者が支払った費用として受講施設の長が証明する額が対象になります。

（５）クレジットカードの利用等クレジット会社を介して支払う契約を行う場合における、クレジット会社に対する分割払い手数料（金利）は、受講経費に該当しません。

（６）本給付金をうけようとする者が、支給申請時点で受講施設に対して未納となっている入学料又は受講料は対象となりません。

２ 支給額は次のとおりです。

（１）受講開始時給付金の支給の対象となるのは、入学料及び受講料の４割相当額です。ただし、受講方法が通信制の場合は１０万円、受講方法が通学の場合又は通学及び通信制を併用する場合は２０万円が限度になります。

（２）受講修了時給付金の支給の対象となるのは、入学料及び受講料の合計額の５割相当額（受講開始時給付金の支給を受けた場合は、その額を差し引いた金額）です。ただし、受講方法が通信制の場合は、受講開始時給付金と併せて１２万５千円、受講方法が通学の場合又は通学及び通信制を併用する場合は２５万円が限度になります。

（３）合格時給付金の支給の対象となるのは入学料及び受講料の合計額の１割相当額です。受講開始時給付金及び受講修了時給付金と併せて、受講方法が通信制の場合は１５万円、受講方法が通学の場合又は通学及び通信制を併用する場合は３０万円が限度になります。

３ 指定申請書に記載された受講開始日や所要費用（予定）については、受講施設に確認をした内容で通知します。

４ 免除できる科目とは、過去に高等学校で免除に必要な単位を修得している科目、過去に高卒認定試験で一部科目に合格している科目等です。

５ 受講開始日は、通学制の場合は対象講座の所定開講日（必ずしも本人の出席第１日目とは限りません）、通信制（通信制に準ずるものを含む。）講座の場合は受講申し込み後初めて受講施設が教材の発送等を行った日であって、いずれも受講施設の長が証明する日となります。受講修了日は、受講施設の長が、受講者の受講実績等修了認定基準に基づいて受講者の受講修了を証明する日となります。

６ 所要費用については、標準的な金額であり、受講修了後に受講施設より証明された金額に基づき支給額を算定することとなります。

７ 受講対象講座の指定後、受講を取りやめた場合、受講の中途でやめた場合は、市にその旨を報告してください。

８ 本事業の給付金の支給を受ける際には、あらためて「豊明市高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金支給申請書」に添付書類を付けて支給申請手続きを行うことが必要です。